

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 92 号	平成25年度盛岡市一般会計補正予算 (第 5 号) ……………	1
議案第 93 号	平成25年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算 (第 2 号) ……………	7
議案第 94 号	平成25年度盛岡市介護保険費特別会計補正予算 (第 2 号) ……………	10
議案第 95 号	平成25年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算 (第 2 号) ……………	13
議案第 96 号	平成25年度盛岡市土地取得事業費特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	16
議案第 97 号	平成25年度盛岡市水道事業会計補正予算 (第 1 号) ……………	別冊
議案第 98 号	盛岡市子ども・子育て会議条例について……………	19
議案第 99 号	盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について……………	21
議案第 100 号	盛岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について……………	23
議案第 101 号	盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について……………	24
議案第 102 号	盛岡市歴史文化館条例の一部を改正する条例について……………	26
議案第 103 号	石川啄木記念館の管理を行う指定管理者の指定について……………	28
議案第 104 号	民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について……………	29
議案第 105 号	市道の路線の認定について……………	31
議案第 106 号	平成24年度盛岡市水道事業未処分利益剰余金の処分について……………	32
議案第 107 号	盛岡地区衛生処理組合理約の一部を変更する規約の協議について……………	33
議案第 108 号	盛岡地区広域消防組合理約の一部を変更する規約の協議について……………	34
議案第 109 号	盛岡北部行政事務組合理約及び盛岡北部行政事務組合理約の一部を変更する規約の一部を変更する規約の協議について……………	35
議案第 110 号	盛岡市公平委員会の委員の選任について……………	別紙
議案第 111 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	別紙
認定第 1 号	平成24年度盛岡市一般会計歳入歳出決算について……………	36
認定第 2 号	平成24年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算について……………	37
認定第 3 号	平成24年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算について……………	38
認定第 4 号	平成24年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算について……………	39
認定第 5 号	平成24年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算について……………	40
認定第 6 号	平成24年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算について……………	41
認定第 7 号	平成24年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算について……………	42
認定第 8 号	平成24年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算について……………	43

認定第 9 号	平成24年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算について……………	44
認定第 10 号	平成24年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算について……………	45
認定第 11 号	平成24年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算につい て……………	46
認定第 12 号	平成24年度盛岡市水道事業会計決算について……………	47
認定第 13 号	平成24年度盛岡市下水道事業会計決算について……………	48
認定第 14 号	平成24年度盛岡市病院事業会計決算について……………	49

議案第 92 号

平成25年度盛岡市一般会計補正予算（第5号）

平成25年度盛岡市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,896,636千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 106,715,106千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成25年9月6日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 18,621,861	千円 278,940	千円 18,900,801
	2 国庫補助金	5,063,624	276,877	5,340,501
	3 委託金	93,561	2,063	95,624
16 県支出金		5,689,299	62,678	5,751,977
	2 県補助金	2,654,701	62,399	2,717,100
	3 委託金	459,159	279	459,438
19 繰入金		904,563	81,230	985,793
	1 特別会計繰入金	12,337	52,335	64,672
	2 基金繰入金	892,226	28,895	921,121
20 繰越金		1	1,425,438	1,425,439
	1 繰越金	1	1,425,438	1,425,439
21 諸収入		1,737,255	8,550	1,745,805
	4 受託事業収入	96,092	8,550	104,642
22 市債		11,453,900	39,800	11,493,700
	1 市債	11,453,900	39,800	11,493,700
歳入合計		104,818,470	1,896,636	106,715,106

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 10,639,528	千円 1,371,640	千円 12,011,168
	1 総務管理費	8,730,116	1,371,640	10,101,756
3 民生費		38,495,371	53,172	38,548,543
	1 社会福祉費	14,652,192	4,879	14,657,071
	2 児童福祉費	15,133,116	48,293	15,181,409
4 衛生費		8,311,567	31,378	8,342,945
	1 保健衛生費	1,854,837	12,000	1,866,837
	2 清掃費	3,791,840	18,343	3,810,183
	3 保健所費	2,664,890	1,035	2,665,925
6 農林費		2,558,089	45,509	2,603,598
	1 農業費	2,223,848	28,103	2,251,951
	2 林業費	334,241	17,406	351,647
7 商工費		1,826,401	15,014	1,841,415
	1 商工費	1,826,401	15,014	1,841,415
8 土木費		15,862,810	171,086	16,033,896
	2 道路橋りょう費	4,021,357	146,748	4,168,105
	3 河川費	476,801	646	477,447
	4 都市計画費	9,813,125	23,692	9,836,817
9 消防費		3,843,936	32,469	3,876,405

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 消防費	3,843,936	32,469	3,876,405
10 教育費		7,684,568	176,368	7,860,936
	2 小学校費	2,353,274	103,838	2,457,112
	3 中学校費	1,416,882	52,192	1,469,074
	5 幼稚園費	434,526	1,071	435,597
	6 社会教育費	1,832,501	19,267	1,851,768
歳 出	合 計	104,818,470	1,896,636	106,715,106

第 2 表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
クリーンセンターごみ焼却運転管理業務 に必要とする経費についての債務負担 (平成25年度分)	自 平成25年度 至 平成28年度	247,290,000円に、税制度の変更による増減 額並びに消費税額及び地方消費税額を加算し た額

第 3 表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
コミュニティ施設 建設事業債	208,600	210,700	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成25年度 ただし, 財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借 入先の融資条件によ る。 ただし, 財政又は 借入先の都合並びに 金融の状態により繰 り上げ償還し, 又は 償還年限を短縮し若 しくは低利に借換え することができる。
(仮称)土淵児童 センター整備事業債	82,000	88,600			
高齢者・障がい者にやさ しいみちづくり事業債	14,400	24,000			
志波城跡保存 整備事業債	37,700	38,600			
好摩地区体育施設 整備事業債	0	11,300			
津志田小学校 施設整備事業債	0	9,300			
計	11,453,900	11,493,700			

議案第 93 号

平成25年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）

平成25年度盛岡市の国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ778,359千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,122,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月6日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰越金		千円 2	千円 778,359	千円 778,361
	1 繰越金	2	778,359	778,361
歳入合計		28,344,041	778,359	29,122,400

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 後期高齢者支援金		千円 3,527,751	千円 △13,421	千円 3,514,330
	1 後期高齢者支援金	3,527,751	△13,421	3,514,330
4 前期高齢者納付金		2,256	1,383	3,639
	1 前期高齢者納付金	2,256	1,383	3,639
9 基金積立金		1	487,575	487,576
	1 基金積立金	1	487,575	487,576
10 諸支出金		28,071	302,822	330,893
	1 償還金及び還付加算金	28,071	302,822	330,893
歳 出	合 計	28,344,041	778,359	29,122,400

議案第 94 号

平成25年度盛岡市介護保険費特別会計補正予算（第2号）

平成25年度盛岡市の介護保険費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131,546千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,388,876千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月6日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		千円 5	千円 131,546	千円 131,551
	1 繰越金	5	131,546	131,551
歳入	合計	20,257,330	131,546	20,388,876

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		千円 54	千円 108,394	千円 108,448
	1 基金積立金	54	108,394	108,448
5 諸支出金		3,506	23,152	26,658
	1 償還金及び還付加算金	3,506	23,152	26,658
歳 出 合 計		20,257,330	131,546	20,388,876

議案第 95 号

平成25年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算（第2号）

平成25年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264,884千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,823,901千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月6日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 財産収入		2	142,304	142,306
	2 財産売払収入	0	142,304	142,304
4 繰越金		1	122,580	122,581
	1 繰越金	1	122,580	122,581
歳 入	合 計	1,559,017	264,884	1,823,901

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市場総務費		千円 509,833	千円 264,884	千円 774,717
	1 市場管理費	509,833	264,884	774,717
歳	出	合	計	
		1,559,017	264,884	1,823,901

議案第 96 号

平成25年度盛岡市土地取得事業費特別会計補正予算（第1号）

平成25年度盛岡市の土地取得事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52,335千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 163,841千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月6日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 1	千円 52,335	千円 52,336
	1 繰越金	1	52,335	52,336
歳入合計		111,506	52,335	163,841

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 管理事務費		千円 14,181	千円 52,335	千円 66,516
	1 管理事務費	14,181	52,335	66,516
歳 出	合 計	111,506	52,335	163,841

議案第 98 号

盛岡市子ども・子育て会議条例について

盛岡市子ども・子育て会議条例を次のとおり定めるものとする。

平成25年9月6日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、市長の諮問機関として、盛岡市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第3条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議が第3条第1項に規定する特別の事項について議事を開き、議決を行う場合においては、当該特別の事項に係る臨時委員を委員とみなして、前2項の規定を適用する。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選とする。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(子ども・子育て会議の議決の特例)

第7条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、盛岡市子ども・子育て会議を設置しようとするものである。

議案第 99 号

盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年9月6日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例（昭和51年条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第40条を附則第43条とし、附則第39条の次に次の3条を加える。

（平成25年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第40条 昭和37年11月30日以前の通算退職年金で平成25年9月30日において現に支給されているものについては、同年10月分以降、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を240で除し、これに当該通算退職年金に係る在職期間の月数を乗じて得た額に改定する。

(1) 73万 2,720円に国民年金法第27条に規定する改定率を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）

(2) 通算退職年金の仮定給料月額（前条第1項第2号に規定する通算退職年金の仮定給料月額をいう。）の1,000分の9.5に相当する額に240を乗じて得た額

2 前項の場合において、その者に係る同項第2号の規定による額が、附則第29条第1項第2号の規定により得た額に0.983を乗じて得た額より少ないときは、前項第2号の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同条第1項第2号の規定により得た額に0.983を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定により算定された通算退職年金が前条の規定により得た額に0.99を乗じて得た額より少ないときは、当該通算退職年金は、同条の規定により得た額に0.99を乗じて得た額とする。

4 昭和37年11月30日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で平成25年9月30日において現に支給されているものについては、同年10月分以降、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前3項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の100分の50に相当する額に改定する。

（平成26年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第41条 昭和37年11月30日以前の通算退職年金で平成26年3月31日において現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を240で除し、これに当該通算退職年金に係る在職期間の月数を乗じて得た額に改定する。

(1) 73万 2,720円に国民年金法第27条に規定する改定率を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り

上げた額)

(2) 通算退職年金の仮定給料月額(附則第39条第1項第2号に規定する通算退職年金の仮定給料月額をいう。)の1,000分の9.5に相当する額に240を乗じて得た額

- 2 前項の場合において、その者に係る同項第2号の規定による額が、附則第29条第1項第2号の規定により得た額に0.983を乗じて得た額より少ないときは、前項第2号の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同条第1項第2号の規定により得た額に0.983を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の規定により算定された通算退職年金が前条の規定により得た額に0.99を乗じて得た額より少ないときは、当該通算退職年金は、同条の規定により得た額に0.99を乗じて得た額とする。
- 4 昭和37年11月30日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で平成26年3月31日において現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前3項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の100分の50に相当する額に改定する。

(平成27年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第42条 昭和37年11月30日以前の通算退職年金で平成27年3月31日において現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を240で除し、これに当該通算退職年金に係る在職期間の月数を乗じて得た額に改定する。

(1) 73万2,720円に国民年金法第27条に規定する改定率を乗じて得た額(その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額)

(2) 通算退職年金の仮定給料月額(附則第39条第1項第2号に規定する通算退職年金の仮定給料月額をいう。)の1,000分の9.5に相当する額に240を乗じて得た額

- 2 前項の場合において、その者に係る同項第2号の規定による額が、附則第29条第1項第2号の規定により得た額に0.983を乗じて得た額より少ないときは、前項第2号の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同条第1項第2号の規定により得た額に0.983を乗じて得た額とする。
- 3 昭和37年11月30日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で平成27年3月31日において現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前2項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の100分の50に相当する額に改定する。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

提案理由

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成16年法律第132号)の改正に伴い、通算退職年金の額の算定に関する規定を改めようとするものである。

議案第 100 号

盛岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
盛岡市コミュニティセンター条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年9月6日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
盛岡市コミュニティセンター条例（平成17年条例第94号）の一部を次のように改正する。
第2条の表に次のように加える。

前田地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区馬場字芦名沢63番地6
----------------	-------------------

別表に次のように加える。

前田地区コ ミュニティ センター	集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

前田地区コミュニティセンターを設置しようとするものである。

議案第 101 号

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について
 盛岡市公民館条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年 9 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例

盛岡市公民館条例（昭和55年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「及び盛岡市都南公民館」を「，盛岡市都南公民館及び盛岡市渋民公民館」に改め、同条第 3 号中「盛岡市渋民公民館及び」を削る。

第12条、第13条第 1 項、第16条及び第17条第 1 項中「及び盛岡市都南公民館」を「，盛岡市都南公民館及び盛岡市渋民公民館」に改める。

別表第 6 号の表中

午後 5 時から午後 9 時まで	午後 5 時から午後 9 時 30 分まで	午後 1 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
2,520円	2,840円	5,040円	7,560円
840円	950円	1,680円	2,520円
840円	950円	1,680円	2,520円
520円	590円	1,040円	1,560円
310円	350円	620円	930円
730円	820円	1,460円	2,190円
840円	950円	1,680円	2,520円
520円	590円	1,040円	1,560円

を に、 を

午後 1 時から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
5,360円	7,880円
1,790円	2,630円
1,790円	2,630円
1,110円	1,630円
660円	970円
1,550円	2,280円

に改める。

1,790円	2,630円
1,110円	1,630円

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市公民館条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際改正前の盛岡市公民館条例第5条第1項の規定により教育委員会が行った許可で現にその効力を有するもの又は施行日前に当該許可を受けるために教育委員会に対してなされた申請で施行日以後において指定管理者が行うこととなる業務に係るものは、指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。
- 4 改正後の盛岡市公民館条例第13条及び第14条に規定する指定の手續等は、施行日前においても行うことができる。

提案理由

市民公民館の管理を指定管理者に行わせるとともに、開館時間を延長するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 102 号

盛岡市歴史文化館条例の一部を改正する条例について
盛岡市歴史文化館条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年 9 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市歴史文化館条例の一部を改正する条例
盛岡市歴史文化館条例（平成22年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（利用料金）

第 9 条の 2 指定管理者が管理する歴史文化館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。

2 利用料金の額は、前条第 1 項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 使用者は、第 4 条第 1 項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第10条中「市長は」を「市長（指定管理者が管理する歴史文化館にあつては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。）は」に、「使用料」を「使用料（指定管理者が管理する歴史文化館にあつては、利用料金。次条において同じ。）」に改める。

第19条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 利用料金の収入実績

附 則

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

2 盛岡市博物館等共通使用料条例（平成17年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「又は」を「若しくは」に改め、「徴収された者」の次に「又は利用料金（地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する博物館等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を支払った者」を加え、同条第 6 号中「第 9 条」の次に「又は第 9 条の 2」を加える。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者に対する支払）

第 6 条 市長は、前条の規定により利用料金を支払った者とみなされる者に係る共通使用料の区分及び額を勘案して定める額を指定管理者に支払うものとする。

2 市長は、前項の額を定めるに当たっては、指定管理者と協議するものとする。

提案理由

● 歴史文化館の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させるため、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 103 号

石川啄木記念館の管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成25年9月6日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 石川啄木記念館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号
 - (2) 名 称 財団法人盛岡市文化振興事業団
- 3 指定期間 平成25年12月1日から平成28年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2 第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

市営住宅に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払について民事調停を申し立て、及び調停不成立等の場合においては訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 105 号

市道の路線の認定について

市道の路線を次のとおり認定するものとする。

平成25年 9 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
A d 778	北松園四丁目36号線	北松園四丁目36番 3 地先	北松園四丁目36番 3 地先
B c 415	川目46号線	川目第 4 地割54番 1 地先	川目第 2 地割 1 番22地先
B c 416	築川 5 号線	築川第 6 地割36番 1 地先	築川第 7 地割55番 1 地先
B c 417	東山二丁目 7 号線	東山二丁目 139番34地先	東山二丁目 121番24地先
D a 417	境田町17号線	境田町 105番27地先	境田町 105番24地先
D b 939	月が丘一丁目41号線	月が丘一丁目 229番11地先	月が丘一丁目 229番20地先
D b 940	西青山二丁目44号線	西青山二丁目 234番24地先	西青山二丁目 234番 1 地先
都 4129	焼野自転車歩行者専用道 4 号線	飯岡新田 4 地割 118番 1 地 先	飯岡新田 4 地割 120番 1 地 先

提案理由

道路法（昭和27年法律第 180号）第 8 条第 2 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 106 号

平成24年度盛岡市水道事業未処分利益剰余金の処分について

平成24年度盛岡市水道事業未処分利益剰余金 730,895,219円を減債積立金に積立てるものとする。

平成25年 9 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第32条第 2 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 107 号

盛岡地区衛生処理組合同規約の一部を変更する規約の協議について

盛岡地区衛生処理組合同規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 1 項の規定により協議するものとする。

平成25年 9 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡地区衛生処理組合同規約の一部を変更する規約

盛岡地区衛生処理組合同規約（昭和45年岩手県指令地第 320号）の一部を次のように変更する。

第 2 条中「雫石町及び滝沢村」を「滝沢市及び雫石町」に、「関係市町村」を「関係市町」に改める。

第 3 条第 2 項中「関係市町村」を「関係市町」に改める。

第 4 条中「滝沢村鶴飼字中鶴飼55番地」を「滝沢市中鶴飼55番地」に改める。

第 5 条第 2 項中「関係市町村」を「関係市町」に改め、同項第 2 号中「雫石町」を「滝沢市」に改め、同項第 3 号中「滝沢村」を「雫石町」に改める。

第 6 条第 1 項及び第 2 項中「関係市町村」を「関係市町」に改める。

第 7 条中「関係市町村の議会」を「関係市町の議会」に、「当該関係市町村」を「当該関係市町」に改める。

第 8 条中「関係市町村」を「関係市町」に改める。

第 9 条第 1 項中「関係市町村の議会」を「関係市町の議会」に、「当該関係市町村」を「当該関係市町」に改め、同条第 2 項中「関係市町村」を「関係市町」に改める。

第10条第 2 項中「滝沢村長」を「滝沢市長」に、「滝沢村副村長」を「滝沢市副市長」に、「滝沢村会計管理者」を「滝沢市会計管理者」に改め、同条第 3 項中「関係市町村長」を「関係市町長」に、「滝沢副村長」を「滝沢副市長」に改め、同条第 4 項中「滝沢村副村長」を「滝沢市副市長」に改める。

第13条第 1 項及び第14条中「関係市町村」を「関係市町」に改める。

附 則

この規約は、平成26年 1 月 1 日から施行する。

提案理由

岩手郡滝沢村が滝沢市となることに伴い、盛岡地区衛生処理組合同規約の一部を変更する規約の協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 108 号

盛岡地区広域消防組合理約の一部を変更する規約の協議について

盛岡地区広域消防組合理約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 1 項の規定により協議するものとする。

平成25年 9 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡地区広域消防組合理約の一部を変更する規約

盛岡地区広域消防組合理約（昭和45年岩手県指令地第 456号）の一部を次のように変更する。

第 2 条中「市町村」を「市町」に、「盛岡市 八幡平市 雫石町 葛巻町 岩手町 滝沢村 紫波町 矢巾町」を「盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町」に改める。

第 5 条第 1 号中「当該関係団体の副市町村長（複数の副市町村長を置く関係団体にあつては、当該関係団体の長が指定する副市町村長）」を「当該関係団体の副市長又は副町長（以下「副市長等」という。複数の副市長等を置く関係団体にあつては、当該関係団体の長が指定する副市長等）」に改める。

第 6 条中「副市町村長」を「副市長等」に改める。

附 則

この規約は、平成26年 1 月 1 日から施行する。

提案理由

岩手郡滝沢村が滝沢市となることに伴い、盛岡地区広域消防組合理約の一部を変更することの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 109 号

盛岡北部行政事務組合同規約及び盛岡北部行政事務組合同規約の一部を変更する規約の一部を変更する規約の協議について

盛岡北部行政事務組合同規約及び盛岡北部行政事務組合同規約の一部を変更する規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 1 項の規定により協議するものとする。

平成25年 9 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

（盛岡北部行政事務組合同規約の一部を変更する規約）

第 1 条 盛岡北部行政事務組合同規約（昭和39年岩手県指令地第78号）の一部を次のように変更する。

第16条中「構成市町割」を「均等割」に改める。

別表（第15条関係）を次のとおり改める。

区分	負担割合				
	均等割	関係市町の区域の人口割	高齢者人口割	利用割	件数割
一般管理事務	15%	85%			
し尿処理に関する事務	10			90	
介護保険に関する事務	総務費	15	85		
	介護認定審査費	10	20		70
	給付費	その市町の保険給付総額の12.5%			
	地域支援事業費	15		85	

（盛岡北部行政事務組合同規約の一部を変更する規約の一部を変更する規約）

第 2 条 盛岡北部行政事務組合同規約の一部を変更する規約（平成17年岩手県指令市町村第 371号）の一部を次のように変更する。

附則第 2 項を削り，附則第 1 項の項番号を削る。

附 則

この規約は，平成26年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

盛岡北部行政事務組合同規約及び盛岡北部行政事務組合同規約の一部を変更する規約の一部を変更する規約の協議に関し，地方自治法（昭和22年法律第67号）第 290条の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

認定第 1 号

平成24年度盛岡市一般会計歳入歳出決算について

平成24年度盛岡市一般会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成25年 9 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成24年度盛岡市一般会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成24年度盛岡市一般会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 2 号

平成24年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算について

平成24年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成25年 9 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成24年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成24年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 3 号

平成24年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算について

平成24年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成25年 9 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成24年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算書 (別冊)
- 2 平成24年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書 (別冊)

認定第 4 号

平成24年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算について

平成24年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて
認定に付する。

平成25年 9 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成24年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成24年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 5 号

平成24年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算について
平成24年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成25年 9 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成24年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成24年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 6 号

平成24年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算について

平成24年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成25年 9 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成24年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成24年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 7 号

平成24年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算について
平成24年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成25年 9 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成24年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成24年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 8 号

平成24年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算について

平成24年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成25年 9 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成24年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成24年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 9 号

平成24年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算について
平成24年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成25年 9 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成24年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成24年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 10 号

平成24年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算について

平成24年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成25年 9 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成24年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成24年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 11 号

平成24年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算について

平成24年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成25年 9 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成24年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成24年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 12 号

平成24年度盛岡市水道事業会計決算について

平成24年度盛岡市水道事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成25年 9 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成24年度盛岡市水道事業会計決算書（別冊）
- 2 平成24年度盛岡市水道事業会計決算審査意見書（別冊）

認定第 13 号

平成24年度盛岡市下水道事業会計決算について

平成24年度盛岡市下水道事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成25年 9 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成24年度盛岡市下水道事業会計決算書（別冊）
- 2 平成24年度盛岡市下水道事業会計決算審査意見書（別冊）

認定第 14 号

平成24年度盛岡市病院事業会計決算について

平成24年度盛岡市病院事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成25年 9 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成24年度盛岡市病院事業会計決算書（別冊）
- 2 平成24年度盛岡市病院事業会計決算審査意見書（別冊）

平成25年度盛岡市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成25年度盛岡市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成25年度盛岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 事業費	6,249,529千円	△2,856千円	6,246,673千円
第2項 営業外費用	740,529千円	△2,856千円	737,673千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,488,696千円」を「2,548,663千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 資本的支出	3,015,009千円	59,967千円	3,074,976千円
第1項 建設改良費	1,866,397千円	59,967千円	1,926,364千円

（債務負担行為）

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為の追加及び廃止は、次のとおりとする。

（追加）

事 項	期 間	限 度 額
米内浄水場・中屋敷浄水場運転管理業務委託に必要とする経費についての債務負担 （平成25年度分）	自 平成25年度 至 平成30年度	386,000千円に消費税額及び地方消費税額を加算した額

（廃止）

事 項	期 間	限 度 額
米内浄水場運転管理業務委託に必要とする経費についての債務負担 （平成25年度分）	自 平成25年度 至 平成30年度	221,000千円
中屋敷浄水場運転管理業務委託に必要とする経費についての債務負担 （平成25年度分）	自 平成25年度 至 平成28年度	111,000千円

平成25年9月6日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

平成25年度盛岡市水道事業会計予算実施計画（補正第1号）

収益的収入及び支出

支 出

（単位 千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1	事業費		6,249,529	△ 2,856	6,246,673		
	2	営業外用	740,529	△ 2,856	737,673		
		2 消費税及び 地方消費税	188,630	△ 2,856	185,774		

資本的収入及び支出

支 出

（単位 千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1	資本的 支出		3,015,009	59,967	3,074,976		
	1	建設費	1,866,397	59,967	1,926,364		
		1 配給水費 施設	1,415,600	59,967	1,475,567	工事請負費	59,967

平成25年度盛岡市水道事業会計資金計画（補正第1号）

（単位 千円）

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
受 入 資 金	41,145,313	210,384	41,355,697
1 事 業 収 益	6,197,270	0	6,197,270
(1) 給 水 収 益	(6,075,347)	(0)	(6,075,347)
(2) その他営業収益	(105,838)	(0)	(105,838)
(3) 営業外収益	(16,084)	(0)	(16,084)
(4) 特別利益	(1)	(0)	(1)
2 前年度以前未収金	631,746	37,679	669,425
3 建設企業債	90,000	0	90,000
4 工事負担金	219,583	0	219,583
5 他会計負担金	20,521	0	20,521
6 他会計出資金	32,538	0	32,538
7 国庫補助金	37,500	0	37,500
8 固定資産売却代金	1	0	1
9 有価証券償還金受入	18,000,000	0	18,000,000
10 出資金返還金	50,000	0	50,000
11 一時借入金	500,000	0	500,000
12 他会計貸付金戻入	2,000,000	0	2,000,000
13 預り金受入	252,000	0	252,000
14 受託下水道徴収料金	4,371,565	0	4,371,565
15 その他	3,000	0	3,000
16 前年度繰越金	8,739,589	172,705	8,912,294

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
支 払 資 金	31,684,373	164,618	31,848,991
1 事 業 費	2,920,611	△2,856	2,917,755
(1) 人 件 費	(1,004,506)	(0)	(1,004,506)
(2) 支 払 利 息	(551,899)	(0)	(551,899)
(3) その他事業費	(1,364,206)	(△2,856)	(1,361,350)
2 前年度以前未払金	767,915	107,507	875,422
3 建設改良費	1,501,248	59,967	1,561,215
4 企業債償還金	1,147,570	0	1,147,570
5 工事負担金返還金	1,042	0	1,042
6 一時借入金返済	500,000	0	500,000
7 有価証券購入費	18,000,000	0	18,000,000
8 他会計貸付金	2,000,000	0	2,000,000
9 預り金戻出	252,000	0	252,000
10 支払受託下水道徴収料金	4,371,565	0	4,371,565
11 前 払 金	154,422	0	154,422
12 たな卸資産購入費	65,000	0	65,000
13 その他	3,000	0	3,000
差 引	9,460,940	45,766	9,506,706

債務負担行為に関する調書（補正第1号）

(追加)

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの支払		当該年度以降の支		左の財源内訳			
		義務発生（見込）額		払義務発生予定額		企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金	その他
		期 間	金 額	期 間	金 額				
1 米内浄水場・中屋敷浄水場運転管理業務委託に必要とする経費についての債務負担 (平成25年度分)	386,000千円に消費税額及び地方消費税額を加算した額			自 平成25年度 至 平成30年度	422,380				422,380

(廃止)

事 項	限度額	前年度末までの支払		当該年度以降の支		左の財源内訳			
		義務発生（見込）額		払義務発生予定額		企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金	その他
		期 間	金 額	期 間	金 額				
1 米内浄水場運転管理業務委託に必要とする経費についての債務負担 (平成25年度分)	221,000			自 平成25年度 至 平成30年度	221,000				221,000
2 中屋敷浄水場運転管理業務委託に必要とする経費についての債務負担 (平成25年度分)	111,000			自 平成25年度 至 平成28年度	111,000				111,000

平成25年度盛岡市水道事業会計予定貸借対照表（補正第1号）

（平成 26年 3月 31日）

（単位 千円）

資 産 の 部		
1	固定資産	
	(1) 有形固定資産	
	ア 土地	3,025,171
	イ 立木	16,465
	ウ 建物	4,114,344
	減価償却累計額	1,476,966
		2,637,378
	エ 建物附属設備	1,036,080
	減価償却累計額	963,677
		72,403
	オ 構築物	73,227,523
	減価償却累計額	28,297,426
		44,930,097
	カ 機械及び装置	14,107,888
	減価償却累計額	10,346,981
		3,760,907
	キ 車両運搬具	185,385
	減価償却累計額	56,824
		128,561
	ク 工具器具備品	397,929
	減価償却累計額	308,488
		89,441
	ケ 有形固定資産建設仮勘定	100,018
	有形固定資産合計	54,760,441
	(2) 無形固定資産	
	ア ダム使用权	1,134,836
	イ 電話加入権	2,867
	ウ 無形固定資産建設仮勘定	1,645,263
	無形固定資産合計	2,782,966
	固定資産合計	57,543,407
2	流動資産	
	(1) 現金預金	9,506,706
	(2) 未収金	675,244
	(3) 貯蔵品	71,527
	流動資産合計	10,253,477
	資産合計	67,796,884

負 債 の 部

3	固定負債		
	(1) 引当金		
	ア 退職給与引当金	1,132,060	
	イ 修繕引当金	3,196,203	
	引当金合計	4,328,263	
	固定負債合計		4,328,263
4	流動負債		
	(1) 未払金	700,926	
	(2) その他流動負債	395,522	
	流動負債合計	1,096,448	
	負債合計		5,424,711

資 本 の 部

5	資本金		
	(1) 自己資本金	12,122,163	
	(2) 借入資本金		
	ア 企業債	15,931,852	
	借入資本金合計	15,931,852	
	資本金合計		28,054,015
6	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	ア 国庫、県補助金	1,927,161	
	イ 工事負担金	23,606,882	
	ウ 受贈財産評価額	3,945,333	
	エ 寄附金	160	
	オ その他資本剰余金	1,231,246	
	資本剰余金合計	30,710,782	
	(2) 利益剰余金		
	ア 減債積立金	2,343,538	
	イ 建設改良積立金	465,874	
	ウ 災害対策準備金	340,000	
	エ 当年度未処分利益剰余金	457,964	
	利益剰余金合計	3,607,376	
	剰余金合計		34,318,158
	資本合計		62,372,173
	負債資本合計		67,796,884

議案第110号

盛岡市公平委員会の委員の選任について

次の者を盛岡市公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により同意を求める。

平成25年9月6日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

材 井 三 郎

議案第 111 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第 139号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

平成25年 9 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

鈴木 真 実

指定管理者の指定議案の概要

—平成25年9月定例会—

目 次

議案第103号 盛岡市石川啄木記念館の管理を行う指定管理者の指定について…………… 1

議案第103号

盛岡市石川啄木記念館の管理を行う指定管理者の指定について

1 選定までの経過

平成 25 年 5 月 15 日	申請予定者説明会の告知（広報，ホームページ）
5 月 27 日	募集要項・仕様書等の配布開始
5 月 27 日	申請予定者説明会の開催（参加 4 者）
6 月 1 日～7 月 1 日	公募期間
7 月 9 日	審査の実施

2 選定対象施設及び申請の状況

- (1) 名称 石川啄木記念館
- (2) 位置 盛岡市玉山区玉山字渋民 9 番地
- (3) 新規・再指定の別 新規
- (4) 指定期間 平成 25 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
- (5) 公募・非公募の別（非公募の場合はその理由） 公募

3 選定結果

- (1) 申請団体数 3 者
- (2) 指定管理者候補者（団体名称・代表者名，所在地）
団体名称：財団法人盛岡市文化振興事業団
代表者名：理事長 三浦宏
所在地：盛岡市盛岡駅西通二丁目 9 番 1 号マリオス 5 階
- (3) 候補者の主な業務内容
盛岡市における文化の振興を図り，もって市民の心豊かな生活の実現に寄与することを目的とした法人であり，文化会館芸術鑑賞事業，文化会館芸術鑑賞共催事業，文化会館活動事業，博物施設事業，公民館事業，盛岡市内の文化会館，博物館及び公民館運営事業等を実施
- (4) 候補者の実績
盛岡市民文化ホール，盛岡市都南文化会館・都南公民館，盛岡劇場・河南公民館，盛岡市渋民文化会館，盛岡てがみ館，原敬記念館，盛岡市先人記念館の指定管理

4 採点結果

審査評価表の満点の合計数 (683.2) 点

順位	1	2	3
申請者名	財団法人 盛岡市文化振興事業団	A	B
総合計点数	462.9	401.6	342.6
提案された 指定管理料 (H25)	7,075 千円	7,025 千円	7,070 千円
提案された 指定管理料 (H26・ 27)	21,225 千円	21,017 千円	21,070 千円

(上限額 H25 年度 7,075 千円, H26・27 年度 21,225 千円)

※いずれの申請者も満点の100分の50以上である。また、すべての審査員が同一の大項目に0点を付けた申請者はいない。

5 総評 (選定された団体の評価が高かった点について)

総 評
これまでの市の指定管理施設に対して実績があり、組織としても人的及び物的能力を十分に有しており、安定・安心感があった。